

小中学校の学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条において「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされており、子どもたちの成長にとって大切な要素です。

近年の国際情勢による物価高騰の長期化などの要因により、子育て世帯における教育費等の負担は増加の一途を辿っており、負担軽減の観点から学校給食費の無償化を求める声が広がっています。そのような声を受け、給食費の無償化や一部補助を実施する自治体が年々増えてきていますが、多くの自治体は財政余力が乏しく、実施が困難な場合も少なくありません。当市でも、地方創生臨時交付金を活用し、近年の値上げ分を含む学校給食費用の一部を公費負担することが財政上の精一杯の措置です。このように、自治体間で学校教育の負担に格差が生じることは問題であり、どこに住んでいても平等に義務教育が受けられるようにすることが必要です。本来、公教育の機会均等の観点からも、居住地域における教育負担の格差を最小限にとどめるよう努力することは国の務めです。

政府が令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」においても、学校給食費の無償化に向けて取り組むことが示されています。

こうした状況を鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての学校給食の無償化を実現できるようにすることが望まれます。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 国の責任において、全ての学校給食の無償化を実現すること。
- 2 恒久的な給食費の無償化に向けて、国による財政支援の拡大を図ること。
- 3 安全・安心な学校給食が提供できるよう、栄養の確保など学校給食の質と量が損なわれることのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月30日

上田市議会議長 池田 総一郎